

1 合理的配慮とは

(1) 定義

平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告で、平成22年9月の特別支援教育のあり方に関する特別委員会での合理的配慮の定義に照らし、「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、「学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の第7条において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と定義されています。そのため、障がいのある人に対しては合理的配慮が行われなければなりません。

公的機関においては、合理的配慮の不提供は義務違反となります。

(2) 「合理的配慮」の提供として考えられる事項

ア 障がいのある生徒に対する教育を行う場合には、「合理的配慮」として以下のことが考えられます。

①教員、支援員等の確保

②施設・設備の整備

③「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に対応した教材等の用意

イ 障がいのある生徒に対する教育を行う場合の「合理的配慮」は、特別支援学校等で行われているものを参考とすると、具体的には次の(3)「合理的配慮」の例に示したものが考えられます。

ウ 「合理的配慮」について条約にいう、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」についての考慮事項としては、生徒一人一人の障がいの状態及び教育的ニーズ、学校の状況、地域の状況、体制面、財政面等が考えられます。

(3) 「合理的配慮」の例

ア 共通

- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設の整備
- ・ 障がいの状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保
- ・ 障がいの状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- ・ 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置
- ・ 障がいの状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- ・ 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保
- ・ 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT機器等の利用）
- ・ 障がいの状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障がいの美術、聴覚障がいの音楽、肢体不自由の体育等）

イ 視覚障がい

- ・教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視）
- ・音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも）
- ・障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かない等）
- ・教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保

ウ 聴覚障がい

- ・FM式補聴器などの補聴環境の整備
- ・教材用ビデオ等への字幕挿入

(4) 知的障がい

- ・生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保
- ・漢字の読みなどに対する補完的な対応

(5) 肢体不自由

- ・医療的ケアが必要な生徒がいる場合の部屋や設備の確保
- ・医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備
- ・車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保

(6) 病弱・身体虚弱

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保
- ・入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完
- ・学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置

(7) 言語障がい

- ・スピーチについての配慮（構音障がいにより発音が不明瞭な場合）

(8) 情緒障がい

- ・個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保
- ・対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合等）

(9) 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、自閉症等の発達障がい

- ・個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- ・クールダウンするための小部屋等の確保
- ・口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

〔文献〕

文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会
(第3回) 配布資料

2 高校における合理的配慮

合理的配慮の提供項目は、「ソフト面」「ハード面」「体制面」の3つに分類しています。提供できる項目は学校によって異なります。下記の合理的配慮の提供項目の一覧の中から、日田林工高校として実施可能なものを○印で示しています。(△印は、状況に応じて対応可能な項目です)

ただし、○印がついていない項目であっても、対象生徒に必要なと思われる配慮項目については検討いたします。

表1 大分県立日田林工高等学校「合理的配慮の提供項目（ソフト面）」

注1：知的障がいのある場合は、発達障がいの提供項目を準用

注2：①LD：学習障がい ②ADHD：注意欠陥多動性障がい

提供項目		配慮種別							
		視覚	聴覚	肢体不自由	病弱	情緒	言語	知的発達 ①LD ②ADHD ③自閉症	
授業前・導入	授業道具の出し入れの援助又は指示			○					
	当日の授業の流れの視覚的提示（板書等）							○	
	遅れての入室許可			○					
	色つきガラスの使用許可	○							
授業時	教材	テキスト・データの事前配布（点訳化用）							
		点字ディスプレイの使用許可							
		コピーによる拡大化	○						○
		読み上げソフトの使用許可							
		PDFデータの事前配布（情報端末使用）							
		使用ビデオの字幕付							
	説明理解	手話通訳の利用							
視覚的・動作的説明の言語化		○							
要約筆記（書字）の利用									

	要約筆記（パソコン入力等）の利用							
	ＯＨＣ又はＯＨＰ又はプレゼン・ソフトを使用した説明							
	代読（板書・教科書等）の利用							
	説明箇所の再確認							
記録	点字盤の使用許可							
	授業の録音許可	○						○
	パソコンによる記録の許可							
	板書の撮影許可	○	○	○				○
	代筆の利用							
	指定以外の筆記具の利用			○				
作業	作業手順書の配布							
	作業手順の復唱							
	コミュニケーション・ツールの使用許可							
	作業動作の援助（又は代替）の利用							
	十分な作業時間の確保							
	計算機の使用許可（数学の授業時も含む）							
	電子辞書又はパソコンの使用許可							
	作業に伴う移動のガイド又は補助	△		○				
	配布プリント以外への作業の許可							
応答表出	書字による解答（口頭応答の代替）							

		口頭による解答 (書字応答の代替)							
		応答の際のマイクの使用							
	教室環境	座席位置の指定	○	○	○	○	○	○	○
		車椅子用の机の使用			○				
		通路幅の確保 (教室内)			○				
		通路幅の確保 (特別教室)			○				
		低層階の教室での授業実施			△				
		遮光カーテンの使用							
		室内温度の調整	△	△	△	△	△	△	△
		空気清浄器等の利用							
別室でのライブ授業									
授業実施	学力保障	定期健診・通院における代替授業の実施							
		教育相談室等における授業の一部実施							
		授業代替の課題の提示							
	授業選択機会	「特別な体育」の授業選択							
		体育の授業配慮	○	○	○	○	○	○	①③
		「特別な語学(外国語)」の授業選択							
		語学(外国語)の授業配慮							
授業後	次回・次週の予定の文書化								
	宿題・課題量の調整 (長期休業中も含む)							△	

試験時	方法	注意事項・変更点等の 文書伝達							○
		試験方法の選択（レポ ート型，口頭等）							
		解答方法の選択（チェ ック式）							
		解答方法の選択（口頭 の代筆）							
	形態	試験時間の延長							
		別室受験							
指導・支援計画	作成	「個別の指導計画」の 作成	○	○	○	○	○	○	○
		「個別の教育支援計 画」の作成	○	○	○	○	○	○	○
		支援ファイルの配付							
学校生活全般	生活援助	移動援助	△		△				
		身辺援助							
		代読援助（掲示，図書 室での読書）							
	差別回避	障がいによる学習上・ 生活上の困難を考慮 しない発言・行動の全 面的禁止	○	○	○	○	○	○	○
	交流支援	都道府県内で同じ配 慮を受けている高校 生の紹介	○	○	○	○	○	○	○
	進路指導	進路に関する個別相 談の随時実施	○	○	○	○	○	○	○
		障害者就業・生活支援 センターの紹介	○	○	○	○	○	○	○
		大学入試センター試 験に関する配慮申請 の相談	○	○	○	○	○	○	○

	大学・短大等への入学 試験前の障がい配慮 に係る打ち合わせへの 同行	○	○	○	○	○	○	○
	障害者手帳の取得に 関する相談	○	○	○	○	○	○	○
	支援実績書類の作成 申請 (進学先・就職先用)	○	○	○	○	○	○	○
経済的援助 機会の提供	肢体不自由高校奨学 金の紹介			○				
	奨学金の紹介	○	○	○	○	○	○	○
	補助金等の紹介	○	○	○	○	○	○	○
	支援機関紹介 (必要時)	○	○	○	○	○	○	○

表2 大分県立日田林工高等学校 「合理的配慮の提供項目（ハード面）」

注1、注2の記号は「表1」を参照

提供項目		配慮種別						
		視覚	聴覚	肢体不自由	病弱	情緒	言語	知的発達 ①LD ②ADHD ③自閉症
授業	拡大コピー機	○						○
	OHC	○	○				○	○
	OHP	○	○				○	○
	通路幅確保			○				
定期試験	別室受験用教室							
	通路幅確保			○				
	パソコン（試験用）							

表3 大分県立日田林工高等学校 「合理的配慮の提供項目（体制面）」

注1、注2の記号は「表1」を参照

提供項目		配慮種別						
		視覚	聴覚	肢体不自由	病弱	情緒	言語	知的発達 ①LD ②ADHD ③自閉症
受け入れ	受け入れマニュアル整備	○	○	○	○	○	○	○
	校内委員会設置	○	○	○	○	○	○	○
	合理的配慮申請	○	○	○	○	○	○	○
	相談対応者	○	○	○	○	○	○	○
	特別支援教育コーディネーター	○	○	○	○	○	○	○

3. 対象生徒

合理的配慮提供手続きの申請ができる生徒は、以下の（１）（２）のいずれかの条件を満たす必要があります。

（１）医師の診断書等

ア合理的配慮提供手続きの申請前に、疾病に関する医師の「診断書」を学校に届け出ている者。
「診断書」は3ヵ月以内のものであること。（診断書は、様式RA2を参照とする。）
イ障害者手帳等を有する者

（２）教育経験

ア 小学校又は中学校段階で通級による指導を受けた経験のある者。
イ 小学校又は中学校段階で特別支援学級に在籍した経験のある者。
ウ 小学校又は中学校の入学前に「認定就学」の認定を受けた者。

※「認定就学」とは、学校教育法施行令の一部改正（平成25年）以前の制度です。

学校では、全ての保護者を対象として合理的配慮の提供についての周知を行います。更に自校に在籍している、（１）（２）のいずれかの条件に該当している全ての生徒に対しては、入学・進級後又は転入・編入後1ヵ月以内に、「合理的配慮の申請に関する説明」を個別に行い、意思を確認してください。

4. 合理的配慮を受けるための主な手続き

①合理的配慮の申請（本人または保護者）

・まず、申請書を学校に提出してください。

②校内委員会における判断

・必要に応じて、巡回相談員等の意見を参考に、合理的配慮の必要性について判断します。（学校にて対応します）

③配慮事項の選択・申請

・希望する具体的な配慮事項を申請します。該当する配慮の項目を提示しますので、必要な配慮事項を選択してください。

④合理的配慮実施の通知・開始

・申請された配慮事項に応じて、学校で具体的な配慮プランを検討します。準備ができた段階で配慮事項の決定・通知を行い、合理的配慮が開始されます。

※なお、ここで決定した合理的配慮の内容は必要に応じて適宜見直します。
詳しくは、日田林工高校 教育相談部までご相談下さい。